

警報発令時における生徒の安全確保について

惜春の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育につきましてご理解とご支援をいただき有り難うございます。

さて、「警報・特別警報発令に伴う登下校の臨時措置」等について、本校では以下のように対応しておりますのでお知らせします。

記

- ※ ※
1 午前7時の時点 で「岡山市」に、以下のすべての「特別警報」及び以下の3種類の「警報」が発令されているときは臨時休校（臨時休業）とします。

（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）のすべての **特別警報**

（**暴風・大雪・暴風雪**）の3種類の **警報**

※ 午前7時の少し前に解除になった場合は臨時休校ではありません。

午前7時の少し後に解除になってもその日は休校とします。

※ 「岡山市」は「岡山県全域」「岡山県南部」「岡山地域」に含まれます。気象庁の表現に注意してください。

2 登校後、「警報」が発令されたとき

- (1) 状況がますます悪くなり警報発令等が長引くと予想されるときは、早期下校することもあります。この場合、給食なしで下校させることもありますので、ご家庭で食事等の配慮をお願いします。
- (2) 比較的早く解除が予想されるときは、平常どおり授業を行います。が、気象状況等により途中で下校させることもあります。

3 他の警報（大雨・洪水警報など）

臨時休業ではありません。しかし、安全が第一です、無理をさせないでください。十分に気をつけて登校させてください。

状況によっては校長が臨時休校の措置をとることもあります。

4 その他

- (1) 個別の電話の問合せが学校に殺到することがあります。上記のとおりをお願いします。
- (2) 臨時休校でない場合でも、緊急の事態が生じた場合 や 道路等の状況に危険が予想される場合は石井中学校（Tel 252-1165）へご連絡ください。